

歩行者回遊性向上社会実験業務に係る公募型プロポーザルに係る質問への回答

整理番号	掲載日	質問内容	回答
1	R4.5.9	来街促進施策として、参加者へ特典などで景品を進呈する際の景品購入費用は事業費に含めても良いのでしょうか。	参加者へ進呈するための景品購入費用は、備品等の購入費ではないため、事業費に含めることはできません。
2	R4.5.9	旧棒二森屋仮囲い前の歩道を作業スペースなどで使用する場合、歩道の点字ブロックに作業スペースがかかっても良いのでしょうか。	道路占用許可にかかる道路管理者からの指導により、国道、道道では視覚障害者誘導ブロックから30cm、市道については60cm離して占用物を設置することとされているため、歩道の誘導ブロックにかかって作業することはできません。